**令和６年度**

**医療・社会福祉施設再エネ導入レジリエンス強化事業**

**Q＆A**

**令和６年６月28日**

**第１版**

**茨城県県民生活環境部環境政策課**

目　次

**Ｑ１　補助対象設備について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｑ１－１ | 太陽光発電設備や蓄電池の選定にあたり、当該設備が特定の団体の登録や認証を受けている必要がありますか。 | P3 |
| Ｑ１―２ | パワーコンディショナーは、自立運転機能付きのものにする必要がありますか。 | P3 |
| Ｑ１－３ | 車載用蓄電池は補助対象になりますか。 | P3 |

**Ｑ２　補助対象者について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｑ２－１ | 本社が茨城県外にありますが、茨城県内の事業所に補助対象設備を設置します。補助金の申請は可能ですか。 | P3 |
| Ｑ２－２ | 事業所の規模に関わらず補助金を申請することは可能ですか。 | P3 |
| Ｑ２－３ | 補助対象者の制限はありますか。 | P3 |

**Ｑ３　補助対象経費について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｑ３－１ | 既設の自家消費型太陽光発電設備に増設する形で、補助金を活用して自家消費型太陽光発電設備を設置することは可能ですか。 | P4 |
| Ｑ３－２ | 補助対象事業の中で、発電した電力を停電時に使うための設備装置（特定負荷や配管・ケーブル等）を設置する場合、当該経費は補助対象になりますか。 | P4 |
| Ｑ３－３ | 屋上防水工事は補助対象になりますか。 | P4 |
| Ｑ３－４ | ソーラーカーポートのカーポート部分は補助対象になりますか。 | P4 |

**Ｑ４　申請方法や審査について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｑ４－１ | 申請書等の提出について、電子メールと郵送を併用することは可能ですか。 | P5 |
| Ｑ４－２ | 予算額に対する申請状況は随時公表されますか。また、予算額を超える申請があった場合、受付はどうなりますか。 | P5 |
| Ｑ４－３ | 申請書の記載内容に不備がある状態や、添付書類が不足している状態でも申請することはできますか。 | P5 |
| Ｑ４－４ | 申請前に、申請書等一式を持参して内容を確認してもらうことはできますか。 | P5 |
| Ｑ４－５ | 交付申請から交付決定までに要する期間はどれくらいですか。 | P5 |

**Ｑ５　申請書類や添付書類について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （全　　般） | | |
| Ｑ５－１ | 要綱や要領が定める様式（交付申請書、実績報告書兼請求書、設備設置の同意書、共同申請の同意書等）について、押印は必要ですか。 | P6 |
| （交付申請の添付書類） | | |
| Ｑ５－２ | 見積書を取得する際の注意点はありますか。 | P6 |
| Ｑ５－３ | 見積書は１社分でも申請することは可能ですか。 | P6 |
| Ｑ５－４ | リース等の契約書を作成する際の注意点はありますか。 | P6 |
| Ｑ５－５ | リース等事業者で茨城県内に事業所がない場合でも納税証明書の提出は必要ですか。 | P6 |
| （実績報告の添付書類） | | |
| Ｑ５－６ | 支出の証拠書類に関する注意点はありますか。 | P7 |
| Ｑ５－７ | 補助対象経費の支出にあたり、注意すべきことはありますか。 | P7 |

**Ｑ６　その他**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｑ６―１ | 交付決定から実績報告までの間に補助対象事業を廃止する場合、今後、県の補助金の申請等において不利益な取扱いを受けることはありますか。 | P8 |
| Ｑ６―２ | 補助対象事業の「完了」とはどのような状態を指しますか。 | P8 |
| Ｑ６―３ | 取得財産等の処分が制限される「総務大臣が別に定める期間」について、具体的に教えてください。 | P8 |
| Ｑ６－４ | 補助対象設備の納期遅延により、事業実施期間に補助対象事業が完了しない場合、事業実施期間を延長することは可能ですか。 | P8 |

**Ｑ１　補助対象設備について**

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ１－１ | 太陽光発電設備や蓄電池の選定にあたり、当該設備が特定の団体の登録や認証を受けている必要がありますか。 |
| Ａ１－１ | 特定の団体の登録や認証（蓄電池に係る一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の登録等）は必須ではありません。  ただし、要綱に記載のとおり、技術開発、実証実験その他これらに類するものは、補助金の交付対象外となります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ１―２ | パワーコンディショナーは、自立運転機能付きのものにする必要がありますか。 |
| Ａ１－２ | 自立運転機能の有無を問わず補助対象となります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ１－３ | 車載用蓄電池は補助対象になりますか。 |
| Ａ１－３ | 補助対象外になります。 |

**Ｑ２　補助対象者について**

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ２－１ | 本社が茨城県外にありますが、茨城県内の事業所に補助対象設備を設置します。補助金の申請は可能ですか。 |
| Ａ２－１ | 可能です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ２－２ | 事業所の規模に関わらず申請することは可能ですか。 |
| Ａ２－２ | 可能です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ２－３ | 補助対象者の制限はありますか。 |
| Ａ２－３ | 補助対象者の詳細は要綱第５条をご確認ください。 |

**Ｑ３　補助対象経費について**

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ３－１ | 既設の自家消費型太陽光発電設備に増設する形で、補助金を活用して自家消費型太陽光発電設備を設置することは可能ですか。 |
| Ａ３－１ | 可能です。  ただし、既設の自家消費型太陽光発電設備に係る経費は補助対象外となりますので、申請にあたっては、補助対象設備と補助対象外設備、補助対象経費と補助対象外経費の区分を明確にしてください。  また、増設後の自家消費型太陽光発電設備の年間想定発電量の合計が、事業所の年間想定消費電力量以下である必要があります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ３―２ | 補助対象事業の中で、発電した電力を停電時に使うための設備装置（特定負荷や配管・ケーブル等）を設置する場合、当該部分に要する経費は補助対象になりますか。 |
| Ａ３－２ | 当該部分に要する経費については、必要最低限の範囲内で補助対象とします。  　その場合は、停電時に使用する設備装置を「設備装置の一覧表」や「補助対象設備の図面」（機器配置図や単線結線図等）に明示してください。また、「補助対象設備の図面」（システム系統図等）、「蓄電容量の根拠資料」、その他の資料（任意様式）により、停電時の設備装置の使用方法、系統別の出力と負荷の妥当性などを説明してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ３－３ | 屋上防水工事は補助対象になりますか。 |
| Ａ３－３ | 補助対象事業を実施する上で必要最低限の範囲であれば補助対象とします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ３－４ | ソーラーカーポートのカーポート部分は補助対象になりますか。 |
| Ａ３－４ | カーポート部分は補助対象外となります。  なお、太陽光搭載型のソーラーカーポートであり、自家消費型太陽光発電設備とカーポート部分が明確に区分できる場合は、自家消費型太陽光発電設備に係る経費を補助対象としますので、構造が確認できる図面や補助対象経費が確認できる見積書等を提出してください。太陽光発電一体型のソーラーカーポートは補助対象外とします。 |

**Ｑ４　申請方法や審査について**

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ４－１ | 申請書等の提出について、電子メールと郵送を併用することは可能ですか。 |
| Ａ４－１ | 併用はできません。どちらか片方の方法で提出してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ４－２ | 予算額に対する申請状況は随時公表されますか。また、予算額を超える申請があった場合、受付はどうなりますか。 |
| Ａ４－２ | 予算額に対する申請状況（申請額等）を随時公表する予定はありません。  　なお、予算額を上回る申請があった場合は、速やかに県のホームページでお知らせいたします。  また、予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ります。交付決定は、予算額の範囲内で先着順に行い、予算額を超えた申請については、予算額の残額を交付決定の上限額とします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ４－３ | 申請書の記載内容に不備がある状態や、添付書類が不足している状態でも申請することはできますか。 |
| Ａ４－３ | 要領に記載のとおり、記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合や先着順の順番が後になる場合がありますので、十分確認した上で申請してください。  　なお、申請書等は提出があったものから順次審査しますので、申請書等が提出された日から、記載内容の不備や添付書類の不足についてご連絡するまでに時間を要する場合があります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ４－４ | 申請前に、申請書等一式を持参して内容を確認してもらうことはできますか。 |
| Ａ４－４ | 申請書等提出前に、申請書等一式を確認することはできかねます。なお、ご不明な点があれば、都度、お問い合わせ願います。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ４－５ | 交付申請から交付決定までに要する期間はどれくらいですか。 |
| Ａ４－５ | 申請書の受付から交付決定までに要する期間は30日程度を想定していますが、受付後はできる限り速やかに交付決定をしたいと考えています。  なお、要領に記載のとおり、県又は委託業者から申請内容の確認の連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかにご対応ください。対応いただけない場合（連絡が取れない場合を含む。）は、審査期間が長期化することになります。  また、審査状況についてのお問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。 |

**Ｑ５　申請書類や添付書類について**

**（　全　般　）**

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ５－１ | 要綱や要領が定める様式（交付申請書、実績報告書兼請求書、設備設置の同意書、共同申請の同意書等）について、押印は必要ですか。 |
| Ａ５－１ | 不要です。 |

**（　交付申請の添付書類　）**

**■　見積書の写し**

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ５－２ | 見積書を取得する際の注意点はありますか。 |
| Ａ５－２ | 見積書は、補助対象事業が実施期限までに実施可能であることを確認した２社以上の事業者に、原則、同一の条件（メーカーの違いなどによる多少の性能差があることは可能）を提示した上で取得してください。法令上、工事を実施できない事業者からの見積書は認められません。  発行から３か月以内で有効期間内のものであれば、要綱及び要領公表前に作成した見積書でも有効ですが、上記の点を確認した上で提出するようにしてください。  なお、要領に記載のとおり、見積書は経費内訳書と突合しますので、補助対象経費の内訳が分かるようにしてください。また、補助対象経費と補助対象外経費を色分けするなどして明示してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ５－３ | 見積書は１社分でも申請することは可能ですか。 |
| Ａ５－３ | 競争性のある手続きで工事業者等が決定されていることを確認するため、原則、２社以上の見積書を提出してください。 |

**■　リース等の契約書（案）及び料金計算書**

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ５－４ | リース等の契約書を作成する際の注意点はありますか。 |
| Ａ５－４ | 補助対象設備について、財産の処分の制限期間（以下「制限期間」という。）まで継続的に使用するための措置がされていることが確認できるようにしてください。  例）契約期間が制限期間以上である  契約期間が制限期間未満の場合は、契約期間の終了後、リース等使用者に設備が無償譲渡されるとともに、リース等使用者の責任で制限期間まで継続して使用する旨が規定されている　等 |

**■　納税証明書の原本又は写し**

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ５－５ | リース等事業者で茨城県内に事業所がない場合でも納税証明書の提出は必要ですか。 |
| Ａ５－５ | 茨城県内に事業所がない場合には、本社所在地の都道府県税事務所が発行する納税証明書を提出してください。 |

**（　実績報告の添付書類　）**

**■　支出の証拠書類の写し**

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ５－６ | 支出の証拠書類に関する注意点はありますか。 |
| Ａ５－６ | 支払いが事業実施期限までに完了している必要があります。  支払方法ごとの提出書類は次のとおりです。なお、原則、その他の支払方法（クレジットカード払い等）は認めませんので、ご留意願います。   |  |  | | --- | --- | | 支払方法 | 提出書類 | | 銀行振込 | ・通帳又は当座勘定照合表等の写し  ・ネットバンキングの場合は、振込が完了したことが確認できる画面を印刷したもの  ※金融機関が発行している書類を提出してください。 | | 現金払い | ・領収書の写し（工事業者等が発行したもの） | | 手形払い | ・領収書の写し（工事業者等が発行したもの）  ・手形の控えの写し  （支払期日（引落日）が事業実施期間内であること）  ・通帳又は当座勘定照合表等の写し  ※回し手形による支払いは認められません。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ５－７ | 補助対象経費の支出にあたり、注意すべきことはありますか。 |
| Ａ５－７ | 交付決定後であり、かつ、事業実施期限までに支払いが完了するのであれば、前金払い、精算払い、分割払い等、支出の時期や回数は問いませんが、補助対象経費に係る支出であることが確認できるようにしてください。補助対象経費と支出額で金額が整合しない場合は、内訳書や理由書の提出を求める場合があります。  なお、振込手数料は補助対象外経費となりますので、補助対象経費に振込手数料を含めて支出しないよう注意願います。 |

**Ｑ６　その他**

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ６―１ | 交付決定から実績報告までの間に補助対象事業を廃止する場合、今後、県の補助金の申請等において、不利益な取扱いを受けることはありますか。 |
| Ａ６－１ | 要綱の規定に基づき、補助対象事業を廃止する場合、不利益な取扱いをすることはありませんが、要綱や要領等の内容を熟知の上で、よくご検討された上で交付申請をしてください。また、補助対象事業を廃止する場合は、速やかに県へ相談願います。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ６―２ | 補助対象事業の「完了」とはどのような状態を指しますか。 |
| Ａ６－２ | 補助対象設備の引き渡し、及び補助対象経費の支払いが完了しており、補助対象設備から電力の供給が可能な状態である必要があります。  ただし、電力会社との協議資料などにより、電力会社に系統連系申込をしているが、系統連系手続に時間を要することが確認できる場合は、電力の供給開始は事業完了後でも可能とします。  なお、この場合でも、事業実施期間内に補助対象経費の支払いを完了する必要があります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ６―３ | 取得財産等の処分が制限される「総務大臣が別に定める期間」について、具体的に教えてください。 |
| Ａ６－３ | 総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第６号）に基づき、次のとおりとなります。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 設備名称 | 区分 | | 期間 | | 太陽光発電設備  （建物付属設備） | 電気設備 | その他のもの | １５年 | | 太陽光発電設備  （建物付属設備でないもの） | 機械及び装置 | 主として  金属製のもの | １７年 | | 蓄電池  （建物付属設備） | 電気設備 | 蓄電池電源設備 | ６年 | |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ６－４ | 補助対象設備の納期遅延により、事業実施期間に補助対象事業が完了しない場合、事業実施期間を延長することは可能ですか。 |
| Ａ６－４ | 本補助金は国の交付金を財源としており、交付金では原則令和６年度中に事業を完了とすることとなっているため、原則事業実施期間を延長することはできません。  なお、交付申請後に生じたやむを得ない事情により、事業実施期間内に補助対象事業が完了しないおそれがある場合は、速やかに県までご相談ください。 |